廃止(休止・再開)届

必要書類·提出方法

令和6年10月版

届出用紙は、介護情報サービスかながわ(通称:ラクラク)

http://www.rakuraku.or.jp/kaigo 内「書式ライブラリー」からダウンロードできます。

- 1 届出が必要な変更・加算事項、届出時期、必要書類、提出方法 ☆ 次ページの一覧表で確認してください
- 2 届出手順

以前に 来庁

再開日

又は 事前 相談

廃止・

休止日

1 月 前

までに

又は電子申請

届出シ

ステム

郵送

① 電話予約をする

予約先:高齢福祉課 福祉施設グループ 045-210-1111 内線 4851~4855

- ② 必要書類の作成
- ③ ②の事業所控えをとる
- ④ ②,③を用意して、県庁に来庁又は事前相談 ※再開の際に管理者が交代する場合、必ず事業 所の管理者の方がご来庁ください。

変更の発生 一覧表で提出 方法等の確認

① 必要書類の作成

- ② ①の事業所控えをとる → 保管
- ③ ①を下記に郵送又は電子申請届出システム

<郵送>

〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁 高齢福祉課 福祉施設グループ 宛電子申請届出システム>

下記にアクセスし、必要事項の入力及び書類の提出をしてください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/ ※電子申請届出システムによる届出は**GビズID** の取得が必要です。

※郵送より必要書類が省略されていますので、ご注意ください

3 提出期限 廃止…廃止の日の1月前

休止…休止の日の1月前

再開…再開前に来庁(書類不備などを考慮し、なるべく早めにご相談下さい)

来庁する場合は予約制です。予め電話でご予約ください。

届出内容	提出 必要書類		/# *	
	方法	届出用紙	添付書類	備 考
1 廃止届	郵送又は電子申請 届出システム (廃止の1ヶ月前)	・廃止・休止 届出書(別 紙 様 式 第 一号(七))	・指定通知書 (原本)(※) ・担当者連絡先	※指定通知書に複数サービス記載されており、その一部のみ廃止の場合は、通知書のコピーが必要です。
※生活保護法等の指定介護機関については、 生活保護法等指定介護機関廃止届出が別途必要です。 問い合わせ: 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課生活保護グループ Tet 0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1 (内線 4 9 1 5 ・ 4 9 1 6) 廃止届出書様式については、神奈川県のホームページからダウンロードできます。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p2916.html				※介護予防サービスを廃止する場合、介護予防サービスの指定通知書が必要となります。 ※指定通知書を万が一紛失した場合は、指定通知書紛失届(廃止・休止・再開届様式に掲載)を提出してください。
2 休止届	郵送又は電子申請 届出システム (休止の1ヶ月前)	・廃止・休止 届出書(別 紙 様 式 第 一号(七))	・担当者連絡先	※休止期間は、最大で6ヶ月
3 再開届	事前相談	・再開届出書 (別紙様式 第一号(六))	・勤務表・資格証・その他再開を確認するために必要な書類・担当者連絡先	※予約の上、お越しください。

^{*}休止については、休止期間の終了日の1月前までに事業の再開または廃止を検討し、再度、再開届又は廃止届を提出すること(自動的に休止から廃止・再開になるわけではありません)。

郵送用ラベル

こちらをコピーの上、使用されると便利です

〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁 高齢福祉課 福祉施設グループ 行

<変更届 ・ 加算届 ・ 廃止(休止)届 在中>